

佐世保市男女共同参画によるまちづくり条例施行規則をここに公布する。

平成18年3月2日

佐世保市長 光 武 頭

佐世保市規則第6号

佐世保市男女共同参画によるまちづくり条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、佐世保市男女共同参画によるまちづくり条例（平成18年条例第1号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(身分証明書)

第2条 推進委員は、職務を行うときには、その身分を示す証明書（様式第1号）を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(意見、苦情及び被害救済の申出)

第3条 条例第16条の規定による意見、苦情の申出及び被害救済の申出（以下「苦情等の申出」という。）は、男女共同参画苦情等申出書（様式第2号）により行うものとする。ただし、市長が当該書面による申出ができない特別の事情があると認めるときは、口頭により行うことができる。

(被害救済の申出ができない事案)

第4条 条例第16条第3項第3号の規則で定める事案は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）第13条第1項の規定により紛争の解決の援助を求めた事案その他法令の規定により紛争の解決の援助等を求めた事案とする。

(調査)

第5条 市長は、条例第16条の規定による苦情等の申出が次に掲げる事項であるときは、条例第17条又は第18条に規定する調査を行わないものとする。

(1) 権利侵害行為等又は暴力的行為等のあった日から1年を経過した日以降にされた被害救済の申出に係る事案

(2) 市長が推進委員に調査を求めることが必要でないと認める事案

2 市長は、調査を推進委員に求めたときは、その旨を申出人及び当該申出に係る市の機関に通知するものとする。

3 市長は、苦情等の申出が、前条及び条例第16条第3項第2号に該当するに至ったときは、調査を中止するものとし、推進委員及び当該申出人にその旨を通知するものとする。

4 市は、推進委員が意見又は苦情の申出に係る調査を行うため、市に説明を求め、その保有する関係書類その他の記録を閲覧し、若しくはその写しの提出を求めたときは、これに協力するものとする。

(調査結果等の報告及び通知)

第6条 推進委員は、意見又は苦情の申出について調査が終了したときは、市長にその結果を報告するものとする。

2 市長は、前項の規定による調査結果及び条例第17条第2項の規定に基づいて述べられた意見を当該申出に係る市の機関に通知するものとする。

(措置等の報告)

第7条 前条第2項の通知を受けた市の機関は、意見又は苦情の申出及び条例第17条第2項の規定に基づく意見に対して講じた措置等を市長に報告しなければならない。

(申出者への通知)

第8条 市長は、前条の報告を受けたとき、又は条例第18条第2項の調査報告を受けたときは、当該申出をした者に対し、その結果を通知するものとする。

(通知及び報告等)

第9条 条例及びこの規則で定める通知、報告又は条例第17条第2項の規定に基づく意見は、書面によるものとする。ただし、被害救済の申出の場合において、相当な理由があると認めるときは、この限りでない。

(苦情等の申出に係る処理状況等の公表)

第10条 市長は、毎年、苦情等の申出に関して次に掲げる事項を公表するものとする。ただし、公表に当たっては、個人に関する情報の取扱いに特段の配慮をしなければならない。

(1) 苦情等の内容

(2) 条例第17条第2項の規定に基づいて述べられた意見

(3) 苦情等の申出に対する処理状況

(委任)

第11条 この規則で定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成18年6月1日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

（表面）

証 明 書			
写 真	氏 名		
	生年月日	年	月 日
上記の者は、佐世保市男女共同参画によるまちづくり条例第15条の規定に基づく 佐世保市男女共同参画推進委員であることを証明する。			
年 月 日		佐世保市長	印
		（有効期限 年 月 日）	

（裏面）

注 意	
1	職務遂行中は、常にこの証明書を携帯し、男女共同参画推進委員であることを示す必要があるとき、又は提示を求められたときは、いつでも提示しなければならない。
2	この証明書は、有効期間が満了したとき、又は離職したときは、遅滞なく市長に返納しなければならない。

様式第2号（第3条関係）

男女共同参画苦情等申出書	
年 月 日	
佐世保市長 様	
申出人 住 所 _____ 氏 名 _____ 電話番号 _____	
次のとおり苦情等の申出をします。	
苦情等の申出の趣旨 （解決してほしいこと等を記入してください。）	
苦情等の申出の理由 （具体的な内容と経緯を記入してください。） ○ 市の施策の場合 ① どの施策が ② どのように男女共同参画に影響を及ぼすのか または、どのような意見であるのか ○ 被害救済の場合 ① いつ ② どこで ③ だれが ④ どのようなことを	
申出に係る人被害救済のあった日 （被害救済の申出の場合に記入してください。）	年 月 日
他の機関への相談等の状況 例；人権擁護委員、警察署、労働基準監督署など	<input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない （相談している場合は、具体的に記入してください。）
その他 （特に配慮を要する場合の連絡先等を記入してください。）	

※申出人の住所及び氏名は、団体にあつては、事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入してください。

